別居の親介護コース

加入できる方　別居の親

○別居のご両親が病気やケガで介護が必要となった場合の介護費用に備える補償です。
所定の要介護状態である場合や公的介護保険制度の要介護認定の申請をされた場合は告知事項に該当し、新規加入・増額（型上げ）ができませんので、お早目にご加入をご検討ください。（新規加入は75才まで）
○介護費用オプションの告知事項（質問2）に該当する場合は、新規加入できません。（詳細は加入申込票をご覧ください。）
○組合員・配偶者と同居のご両親は 介護費用 P23～24をご参照ください。
○別居のご両親が同居に変更となった場合は担当指定代理店へご連絡ください。
介護費用 に切り替えることにより継続してご加入いただけます。（ただし、組合員本人が ファミリー に加入することが必要です。）

要介護3プラン・要介護2プランを選べます！

補償内容	このようなときに補償されます	0.5型 保険金額	1型 保険金額	2型 保険金額	3型 保険金額
介護費用（病気・ケガ）	所定の要介護状態が30日を超えて継続した場合	一時金 50万円	一時金 100万円	一時金 200万円	一時金 300万円
		所定の要介護状態が続く限り 年額 30万円	所定の要介護状態が続く限り 年額 60万円	所定の要介護状態が続く限り 年額 120万円	所定の要介護状態が続く限り 年額 180万円
死亡（ケガ）	ケガで死亡したとき	50万円			
後遺障害（ケガ）	ケガで後遺障害が残ったとき	後遺障害の程度に応じて 2～50万円			

要介護3プラン　月額保険料表

満年令（2025年12月1日現在）

ご注意ください
・被保険者（親）1名あたり
・被保険者（親）の満年令

	0.5型	1型	2型	3型
24才まで（75才まで新規でご加入いただけます）	100円	160円	270円	390円
25－29才	90円	140円	250円	350円
30－34才	90円	130円	220円	320円
35－39才	80円	120円	210円	290円
40－44才	80円	120円	190円	270円
45－49才	110円	180円	340円	480円
50－54才	170円	310円	590円	870円
55－59才	310円	580円	1,140円	1,690円
60－64才	530円	1,050円	2,050円	3,070円
65－69才	1,010円	1,980円	3,930円	5,890円
70－74才	1,900円	3,780円	7,520円	11,270円
75才	3,290円	6,550円	13,070円	19,590円
76－79才（100才まで継続は）	3,290円	6,550円	13,070円	19,590円
80－84才	7,120円	14,220円	28,410円	42,600円
85－100才	12,950円	25,860円	51,710円	77,540円

要介護2プラン　月額保険料表

満年令（2025年12月1日現在）

ご注意ください
・被保険者（親）1名あたり
・被保険者（親）の満年令

	0.5型	1型	2型	3型
24才まで（75才まで新規でご加入いただけます）	120円	190円	350円	500円
25－29才	110円	180円	310円	450円
30－34才	100円	160円	290円	410円
35－39才	100円	150円	270円	380円
40－44才	90円	140円	240円	340円
45－49才	140円	240円	460円	670円
50－54才	230円	440円	850円	1,260円
55－59才	460円	890円	1,740円	2,600円
60－64才	850円	1,680円	3,340円	4,990円
65－69才	1,700円	3,370円	6,720円	10,060円
70－74才	3,370円	6,730円	13,420円	20,110円
75才	6,110円	12,190円	24,350円	36,510円
76－79才（100才まで継続は）	6,110円	12,190円	24,350円	36,510円
80－84才	13,620円	27,190円	54,360円	81,520円
85－100才	23,090円	46,150円	92,280円	138,400円

①介護一時金は一度お支払いした場合、翌年度以降ご継続いただけません。
※介護一時金をお受け取りされる際、当年度分の保険料のお振込みが必要となります。
②事故発生の日から180日以内の死亡・後遺障害が補償対象となります。
③加入申込票に記名いただいた方のみが補償対象となります。
④「所定の要介護状態」については別冊P27～28をご覧ください。

※要介護3プランから要介護2プランへ、要介護2プランから要介護3プランへの変更も可能です。（100才まで）
※要介護3プランから要介護2プランへ変更、プラン間を問わず増額（型上げ）する際は、再度健康に関する告知をいただく必要があります。
※要介護3プランと要介護2プランを重複してご加入することはできません。